



## ゴミの不法投棄は犯罪行為です！

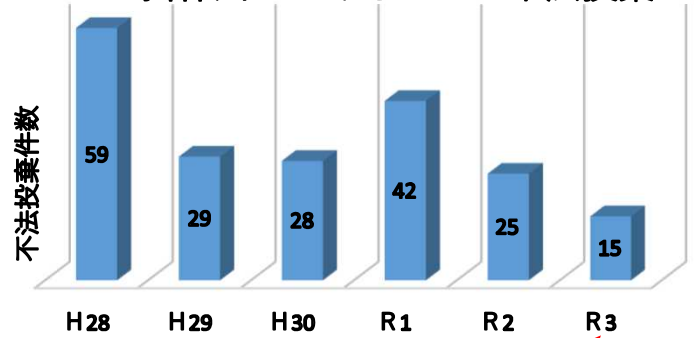
ゴミの不法投棄は厳しく罰せられます！

- ・ 5年以下の懲役もしくは、1000万以下の罰金、又はこの両方
  - ・ 法人の場合、3億円以下の罰金
- 未遂行為でも、同様に罰せられます！



皆の迷惑にもなるから、ゴミは正しい手順で捨てようね！

揖保川におけるゴミの不法投棄



令和元年度は増えましたが、全体としては減少傾向にあります！この調子でゴミの不法投棄をなくしていきましょう！

見かけた方は、下記までご連絡ください！

姫路河川国道事務所

余部出張所

TEL : 079-274-1707

龍野出張所

0791-62-0262